

【歩行器及び歩行補助杖の内容を知りたい？】



(1) 歩行器とは、

歩行が困難な人の歩行を補う機能を持ち、移動時に体重を支える構造を有するものです。四つの脚がフレームで繋がった構造の歩行補助具です。

- ・病院や施設など段差がなく屋内の広い平面での使用に適しています。
- ・在宅において使用する場合は、敷居の段差の解消、回転スペースが必要です。
- ・車輪が付いている歩行器は、傾斜のある屋外での使用は危険です

「交互歩行器」 —— 左右のフレームの連結が菱形にずれるようになっていて、これを交互に動かして進むタイプ

「固定型歩行器」 —— フレーム全体が固定されていて、持ち上げて前につくことを繰り返して進むタイプ

「有輪歩行器」 —— 脚にキャスターがついており、これを押して進むタイプ

○介護保険の福祉用具貸与に該当するもの

歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するものに限る。

- 一 車輪を有するものにあつては、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの
- 二 四脚を有するものにあつては、上肢で保持して移動させることが可能なもの

(手押し車のように身体の前方の握りを両手で押すタイプのシルバーカー(歩行補助車)は介護保険の対象外)

(2) 歩行補助杖とは、

歩行が困難な人が、歩行能力の改善を目的として使用する杖や松葉杖を総称して呼びます。

① つぎのような負担軽減、調整等の改善

- ・歩行時に障害がある足に掛かる体重の負担の軽減
- ・歩行バランスの調整
- ・歩行パターンの矯正
- ・歩行スピードと耐久性

② 杖の長さの決め方の目安

- ・足部外側 15cm の位置から、肘関節 30 度屈曲位にした手のひら（手掌面）までの距離
- ・床面から大腿骨間接部（大転子）までの距離
- ・床面から自然に下垂した手首（尺骨茎上突起）までの距離
- 個人差が大きく、使用場面の違いもあるので、導入にあたっては長さを調整しつつ、試用してから決定する必要があります。
- 介護保険の福祉用具貸与に該当するもの
 - 松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ及び多点杖に限る。